

事 務 連 絡

令和3年12月1日

各都道府県トラック協会

専 務 理 事 様

公益社団法人 全日本トラック協会

常務理事 藤原 利雄

### 流入車規制の廃止等に係る府民意見等の募集について（通知）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に関し種々ご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、大阪府が自動車NOx・PM対策として平成21年1月より実施してきた大阪府への流入車規制について、この廃止を含めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正(案)」について、今般、大阪府知事より全日本トラック協会に対し、府民意見等の募集を行っている旨、通知がありました。

つきましては、大阪府内への運送を行っている、もしくは大阪府を通過する機会のある事業者からの意見等を積極的にご提出いただくよう、貴協会におかれましても、傘下会員事業者への情報提供をよろしくお願いいたします。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 様

大 阪 府 知 事  
(公印省略)

流入車規制の廃止等に係る府民意見等の募集について（通知）

日ごろから、大阪府の施策の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、平成 6 年（1994 年）に大阪府生活環境保全条例を制定し、各種法令等による規制に加え、公害防止に関して必要な独自の規制等を定めています。

自動車 NOx・PM 対策については、平成 21 年（2009 年）1 月から流入車規制を実施してきましたが、令和 3 年（2021 年）11 月 8 日に示された大阪府環境審議会での答申を踏まえ、流入車規制の廃止に向けた検討を行っています。

つきましては、下記のとおり流入車規制の廃止も含め、「大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）」について、府民意見等の募集を行っていますのでお知らせします。

記

- 1 意見募集の対象項目  
「大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）」  
※ 流入車規制の廃止については、別紙をご参照ください。
- 2 意見の募集期間  
令和 3 年 11 月 12 日（金曜日）14 時から令和 3 年 12 月 13 日（月曜日）24 時まで  
※ 郵送の場合は、令和 3 年 12 月 13 日（月曜日）の消印有効です。
- 3 意見等の提出方法  
(1) 大阪府インターネット申請（電子申請）  
(2) 郵便  
(3) ファクシミリ
- 4 部会報告案の閲覧方法  
(1) 府ホームページでの公表  
(2) 府政情報センター（府庁本館 5 階）での開架  
(3) 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課企画推進グループ（大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21 階）での開架

詳しくは大阪府ホームページ（府民意見等の募集）をご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/public/seikanjourei.html>

連絡先：

大阪府環境管理室環境保全課  
自動車環境推進グループ  
TEL：06-6210-9587

(別紙)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正案について」  
より抜粋（4から5ページ）

## 2 自動車環境分野

大阪府では、すべての測定局において二酸化窒素等の大気環境基準を早期に達成することをめざし、平成 21 年（2009 年）1 月から条例に基づき流入車規制を実施してきた。流入車規制により、対策地域外から流入する排出ガス基準に適合しない自動車（非適合車）の割合は、規制前では 17%（平成 19 年度（2007 年度））であったものが、0.3%（令和元年度（2019 年度））まで低下した。この規制に加え、関係機関と連携し、様々な自動車環境対策を実施した結果、自動車からの窒素酸化物等の排出量は着実に減少し、すべての測定局において大気環境基準を継続的に達成している。

このため、流入車規制を廃止した場合に、NO<sub>2</sub>日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以上である比較的濃度が高い測定局に及ぼす影響や局地汚染の改善への影響、さらに電動車普及による窒素酸化物等の削減効果について検討した。その結果、本規制の廃止による大気環境への影響は軽微であり、電動車普及による窒素酸化物等の削減効果は十分大きいことから、流入車規制を廃止する。